## 子ども・子育て支援新制度がスタートします

平成27年度から始まる、新たな子ども・子育て支援制度により、従来の保育園の入所申請時に、「保育の必要性の認定」を受けていただくこととなります。

子ども・子育て 支援新制度とは	平成24年8月に成立した、子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。
新制度の目的	保育の場を増やし、待機児童を解消するとともに、質の高い幼児期の教育・保育の提供と併せ、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としています。
新制度の施行日	平成 27 年 4 月 1 日

#### 新制度では、ここが変わります

新制度では、新たに「保育の必要性の認定制度」が導入されます。これは、子ども・子育て支援法に基づき、以下の3つの認定区分に分けられ、それぞれの基準に該当する方が認定を受けることとなります。この認定を受けた方は、希望する保育園の入園申請をしていただくこととなります。ただし、幼稚園利用希望者は、保育の必要性の認定は必要ありません。

#### 3つの認定区分(子ども・子育て支援法第19条1項規定)

認定区分	認定基準
1号認定(満3歳以上・教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼稚園で教育を希望される場合
2号認定(満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要
2 5 沁龙(胸 3 戚以上·休月沁龙)	とする事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合
3号認定(満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要
3 方部ル(胸3戚木胸・休月部ル)	とする事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

なお、平成27年度の幼稚園(市立)、保育園の入園申請受付時期は、11月以降を予定しています。認定・ 入園申請の手続きの詳細は、次号の市報でお知らせします。

**お問い合わせ** 【保育園関係】市役所社会福祉課子育て支援室 保育係 ☎63-5113 【幼稚園関係】市教育委員会学校教育課 学事指導係 ☎23-4898

### 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで ~ 「揺さぶられ症候群」について~

赤ちゃんは激しく揺さぶられると、首の筋肉が未発達なために脳に衝撃を受けやすく、重大な障害を負うことがあるため、注意が必要です。

詳しくは新潟県ホームページから「ごきげんベイビィ」で検索してください。

お問い合わせ 新潟県健康対策課母子保健係 ☎025-280-5197

# 「法の日」(10月1日)にちなんで 司法書士無料相談週間を実施します

新潟県司法書士会では、10月1日の「法の日」にちなんで、10月1日から7日まで、会員各事務所で 無料相談をお受けします。

期 間 10月1日(水)~10月7日(火)

時 間 各事務所の執務時間内

**内 容** 市民生活一般に関する法律相談(登記、訴訟、相続、多重債務、悪徳商法等)

相談費用 無料

**お問い合わせ** 新潟県司法書士会 ☎025-244-5121

